

計画（素案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の結果

1 意見・提案の募集概要

- (1) 実施概要 市民意見を反映するために、次の①～③の意識調査等を実施するとともに、当該調査等の結果及び環境審議会等での協議を通じ作成した第二次長野市環境基本計画（素案）について、「長野市まちづくり提案制度実施要綱」に基づき、市民意見等の募集（パブリックコメント）を実施した。
- ① 長野市の環境に関する意識調査（市民等5,600サンプル対象。実施期間、平成22年9月10日から同年9月27日まで）
 - ・環境全般に関することについて・・・700件（自由意見）
 - ② 各住民自治協議会（環境部会）との意見交換会（実施期間、平成22年11月26日から平成23年2月24日まで）
 - ・環境行政に関すること等について・・・70件
 - ③ 「ながの環境パートナーシップ会議」からの意見募集（実施期間、平成23年6月10日から同年6月20日まで）
 - ・本計画の骨子等について・・・31件
- (2) 募集期間 平成23年10月7日（金）から同年11月14日（月）まで（39日間）
- (3) 募集方法 広報ながの、市ホームページ及び記者会見により広報し、並びに同ホームページ、環境政策課、行政資料コーナー、各支所・連絡所の窓口等において計画（素案）及び計画（素案）概要版を公表し、書面又は電子メール等で意見を募集した。
- (4) 広報実績
- ① 記者会見（実施日、10月7日）
 - 9月28日 信濃毎日新聞朝刊掲載（内容、計画（素案）の記事と意見募集について）
 - ② 窓口での閲覧（実施期間、10月7日から11月14日まで）
 - 環境政策課、行政資料コーナー、各支所・連絡所（27支所、2連絡所（信里・柵））
 - ③ 市ホームページ（お知らせ欄）（実施期間、10月7日から11月14日まで）
 - ④ 広報ながの11月1日号掲載（内容、計画素案の記事と意見募集について）（特集記事2ページ分）
 - ⑤ 有線放送等（実施期間、10月11日から11月11日まで）

2 募集結果

- (1) 意見等提出者数 2人 (FAX 0人/窓口提出1人/電子メール1人)
(2) 意見等の件数 4件

◇提出内容ごとの件数

区分	意見等提出内容 (目次構成に応じて分類)	件数 (件)
1	第1章 計画の策定に当たって	
2	第2章 長野市の現況	
3	第3章 計画の目標	
4	第4章 施策の展開	3
5	第5章 地域別の環境配慮指針	1
6	第6章 計画の推進	
7	その他 (計画全体 等)	
合計		4

3 意見・提案に対する市の対応案

◇対応区分ごとの件数

区分	対応区分	件数 (件)
1	計画 (素案) に盛り込まれているため修正しない。	1
2	意見等により、計画 (素案) を修正、追加する。	
3	計画 (素案) は、修正せず、今後の取組において検討又は参考とする。	2
4	検討の結果、計画 (素案) の修正は、困難である。	1
5	その他 (上記のいずれにも該当しないもの)	
合計		4

4 意見等の内容と市の考え方

意見No.	意見等分類	意見項目	意見・提案内容	市の考え方	対応区分
1	第4章 施策の展開	目標値について	<p>ごみのリサイクル率の目標率が1%しか上昇させていないが、もう少し上げることとはできないのか。</p> <p>【計画（案）19 ページ】</p>	<p>ごみの減量と再資源化の推進を定めた「長野市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみのリサイクル率について、平成20年度の実績値である24.1%を基準値とし、ごみ量の削減及び分別の徹底により、平成28年度の目標値を29.9%に設定しています。</p> <p>また、本計画で現状値とした平成22年度のリサイクル率は、平成21年10月から実施している家庭ごみ有料化制度及び剪定枝葉の資源化により、28.9%と向上しています。</p> <p>これら取組の結果、リサイクル率が全国平均等と比較しても高水準で推移している中で、本計画期間内に新たな分別方法の変更等を予定していないことから、更なる大幅な向上は期待できないと考え、上記一般廃棄物処理基本計画と同様に目標値を29.9%に設定し、関連施策等の取組を推進していくものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考（平成21年度） 全国平均・・・20.5% 中核市平均・・・19.8% 	4 検討の結果、計画（素案）の修正は、困難である。

意見No.	意見等分類	意見項目	意見・提案内容	市の考え方	対応区分
2	第4章 施策の展開	主な取組 について	<p>計画内容が「目標」ばかりで、項目ごとの具体的な方法や対策等が、全く設定、計画されていない。</p> <p>素案だからこそ、ある程度、具体的方法を示してもらいたい。</p> <p>(計画(素案)概要版に対する意見)</p>	<p>概要版は、本編である計画(素案)の内容を簡潔に記載したものです。</p> <p>具体的な方法や対策等については、計画(素案)の第4章「施策の展開」の中で「市民・事業者の取組の指針」、「市の取組(施策)」として記載しています。</p> <p>また、第5章「地域別環境配慮指針」では、地域ごとの課題と解決に向けた取組の指針を記載しています。</p>	1 計画(素案)に盛り込まれているため修正しない。
3	第4章 施策の展開	市民、事業者、行政の 協働について	<p>「ながの環境パートナーシップ会議」は市民・事業者・行政による協働プロジェクトの立案・推進となっておりますが、現在、「太陽エネルギー利用促進チーム」は市民中心の活動です。</p> <p>今まで、事業者が入ってきても続かない状態です。</p> <p>市民中心の毎月の例会・イベント参加や講演会や出前講座などでは「太陽エネルギーの長所」を大いに啓蒙活動は出来ていますが、行政はどのような参加をされるのか見えません。</p> <p>【計画(案) 61 ページ】</p>	<p>「ながの環境パートナーシップ会議」は、現計画である長野市環境基本計画後期計画と同様に、市民・事業者・行政の三者が協働して環境保全活動をしていく組織として位置付けています。</p> <p>また、基本目標のひとつに「市民・事業者・行政の連携強化と人づくりの推進」を掲げ、「ながの環境パートナーシップ会議」の各プロジェクトの推進を図るとともに、NPO、事業者などの環境保全を推進する団体・組織の活動支援に取り組んでいきます。</p>	3 計画(素案)は、修正せず、今後の取組において検討又は参考とする。

4	第5章 地域別の環境配慮指針	水資源地 売却禁止 について	<p>昨今問題になっております、「外資系(間接的にも)による水資源地売却」は本市にありますでしょうか。</p> <p>「大切にしたい長野市の自然」を守る為、長野市有地は無論、私有地にも売却禁止なる規制をかけて頂きたいと思います。</p> <p>【計画(案) 73 ページ~89 ページ】</p>	<p>水資源地売却の状況については、法律等による届出義務がないため、把握しておりませんが、国土利用計画法により届出義務のある一定面積以上の土地取引について、過去5年間では水資源の利用を目的とした届出はありません。</p> <p>なお、水資源地に限らず土地取引そのものを制限することが現行法令上困難であり、本計画では記述しておりません。</p> <p>しかし、水資源の保全については、何かしらの対策が必要であると認識しており、他市町村の取組状況や、国・県の動向を注視しながら、県及び関係市町村と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>	3 計画(素案)は、修正せず、今後の取組において検討又は参考とする。
---	-------------------	----------------------	---	---	------------------------------------